

社 説

公益的な活動をするNPO法人への税制優遇措置を拡大する税制改正法と、税制優遇が受けられる「認定NPO法人」の要件緩和などを柱とした改正NPO法が、今国会で相次いで成立した。

現在認証を受けたNPO法人は約4万3千あるが、このうち税制優遇が受けられる認定NPO法人は7月1日現在223にとどまる。認証法人の70%が財政難という調査結果もある。

NPO法の改正は1998年に制定以来の抜本改正で、認定NPO法人を大幅に増やし活発な活動を促すのが目的だ。

今後、東日本大震災の被災地支援をはじめ社会や地域のさまざまな分野で、企業や行

政よりも住民目線に近いNPO活動が質量ともに拡大することが期待される。

「寄付文化」の足掛かり 今回の税制改正では、まず

NPO法抜本改正

100人から寄付で認定を

というこれまでの基準に加え「3千円以上の寄付をした人が100人以上」や「自治体の条例で指定した税額控除対象」に該当する場合にも、優遇措置が受けられるようになった。

今NPO法人の間では「100人以上から寄付を集めよ

府の認証や国税庁による認定事務を、都道府県と政令市に移管する。これで地域の実情に合った活動が認定されやすくなり、事前相談もやりやすくなる。

また設立5年以内のNPO法人を対象に「3年間の仮認定制度」もできた。3年以内の正規認定を目指すのが、この期間中すべてのNPO法人が税制優遇を受けることができ

税額控除が初めて導入されたことが大きい。これまでは寄付金を、寄付した人の所得から差し引く所得控除だった。

改正により認定NPO法人に寄付した金額から2千円を超えた分の半額が、所得税と住民税から減額される。

また認定NPO法人の資格基準も緩和された。「寄付金が事業収入の5分の1以上」

「NPO法の改正では、内閣

「作成が面倒」とNPO法

人側から不評だった会計書類も簡略化し、インターネットで公開できるようになる。こうしたこ入れと期待に添える活動と責任が、NPO法人側に課せられていることを忘れてはならない。

東日本大震災の被災地の中には、NPO法人の受け入れ態勢や行政との役割分担が行き届かず、NPO活動を十分生かし切れていない自治体もあるという。行政側の発想転換も必要である。

NPO法はもともと議員立法で制定された。今回の抜本改正も超党派の議員連盟が、NPO法人の全国組織と調整しながら改正案をまとめた。

内閣不信任案の否決など野党対立が目立つ今国会で、こうした議員連盟の活動は高く評価できる。国民のためになることを与野党の熟議でまとめるモデルにしたい。

このほかNPO法人の活動分野に「観光振興」「農山漁村や中山間地振興」「都道府県・政令市が条例で定める活動」が追加された。NPO法人が地域の課題に取り組み中核組織に育つことが期待される。

地域支える中核組織に